

大分県報

令和四年

第三一二号

五月三十一日

（火曜日）

目次

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正	一
指定納付受託者の指定	二
令和四年度臨時種畜検査に合格した種畜	二
公有水面埋立ての免許	三
大分港港湾施設に係る港湾使用料の徴収事務の委託	五
大分港大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託	五
大分港西大分地区駐車場使用料徴収事務の委託	五
別府港県営三号上屋使用料の徴収事務の委託	五
別府港北浜ヨットハーバー使用料の徴収事務の委託	五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	六
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	一
県立学校照明設備使用料の徴収事務の委託	一五
公安委員会告示	
地域交通安全活動推進委員の委嘱	一六
教育委員会訓令甲	
大分県教育委員会公印規程の一部改正	一六
公 告	
契約者等の公示	一七
令和四年度屋外広告物講習会の開催	一七

規 則

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十一号

大分県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

大分県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年大分県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（担保の提供等）」に改め、同条第一項中「担保」の下に「（県を第一順位とするものに限る。）」を、「提供し」の下に「、又は債権の保全に必要な金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）の保証、商工会議所、商工団体その他の知事が適当と認める団体の債務保証若しくは県内の市町村の債務負担行為に基づく損失補償（以下「金融機関保証等」という。）を受け」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が必要でないとき、この限りでない。

第七条第三項中「担保の提供」を「規定による担保の提供等」に、「担保を提供する」を「担保の提供等をする」に改める。

第八条の見出しを「（連帯保証人）」に改め、同条第一項中「者は」の下に「、前条第一項の金融機関保証等を受ける場合を除き」を加え、「三人以上」を削り、同条第二項中「保証人として」を「連帯保証人として」に、「保証人を」を「連帯保証人を」に改める。

別表第一の一の項中「第二十六条第一項」を「第二十六条各号」に改め、「経営革新のための」を削り、同表の二の項を次のように改める。

二 削除

別表第三の経営革新計画承認グループ事業の項の貸付けの相手方の欄中「第二条第一項に規定する中小企業者及び同条第六項に規定する組合等」を「第二条第五項に規定する特定事業者」に改め、同項の利率（年利）の欄中「〇・三五パーセント」を「〇・四〇パーセント」に改め、同表の異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の項を削り、同表の下請振興事業計画承認グループ事業の項の貸付けの相手方の欄中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改め、同項の利率（年利）の欄中「〇・三五パーセント」を「〇・四〇パーセント」に改め、同表の総合効率化計画認定グループ事業の項の貸付けの相手方の欄中「第二条第十六号」を「第二条第十七号」に改め、同項の利率（年利）の欄中「〇・三五パーセント」を「〇・四〇パーセント」に改め、同表の施設集約化事業の項の利率（年利）の欄中

年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
令四大分県臨一第一号	種2 (2020千大分県5434)	黒毛和種	二級
令四大分県臨一第二号	富勝幸 (2020千大分県13438)	黒毛和種	二級
令四大分県臨一第三号	秋葉56 (2021千大分県425)	黒毛和種	二級

大分県告示第二百四十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 免許の年月日

令和四年五月二十七日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

津久見市大字堅浦字羽迫一一一番二に接する白地から同市大字堅浦字太田都留九二

九番一二に接する白地に至る各地先の公有水面

第二区域

津久見市大字堅浦字太田都留一七六六番の地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点を結ぶ令和二年の秋分の満潮位（D・L・プラス一・七七メートル）における公有水面と陸地との境界線

①の地点 大分県津久見市大字下青江四七〇番地の国土地理院三等三角点「水晶山」（北緯三三度〇四分五九秒六二二東経一一一度五一分五七秒九〇四（以下「基点」という。））から三三八度二四分一二秒八二五・二六メートルの地点

②の地点 ①の地点から二三三度〇八分三七秒〇・八五メートルの地点

③の地点 ②の地点から三〇五度四二分二五秒一一・五七メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五度四〇分五一秒一・三五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三〇五度四二分三五秒二三・六〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一一五度四二分五五秒一・三五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三〇五度四一分五三秒〇・五〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五度四〇分一一秒一・〇六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇五度四二分四二秒三・六〇メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一一五度四二分四九秒一・〇六メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三〇五度四二分四八秒四・四〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三五度四二分五五秒一・三五メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三〇五度四七分二二秒五・二四メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三〇六度一六分二五秒四・〇五メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三〇七度一〇分五〇秒四・六五メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一一七度三五分五九秒一・三五メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三〇七度五六分三八秒一・二四メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三八度二一分一八秒一・三五メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から三〇八度三二分四二秒二・三四メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から三〇九度四九分一一秒四・一五メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から三一一度四四分〇一秒四・一八メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から三一三度五六分〇四秒三・九五メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から二二五度四四分四七秒一・四一メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から三一六度一五分三五秒三・二二メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から二七九度二六分三八秒二・〇五メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から九度二七分〇一秒三・一〇メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から二七九度二七分二七秒七〇・八四メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から九度二七分二四秒六一・一五メートルの地点

令和四年五月三十一日

大分県報（告示）

㉘の地点 ㉘の地点から三二二度三六分五二秒二六・八八メートルの地点
㉙の地点 ㉙の地点から二七九度二七分二六秒六八・三五メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉚の地点と㉛の地点を結ぶ令和二年の秋分の満潮位(D・L・プラス一・七七メートル)における公有水面と陸地との境界線

㉚の地点 基点から三三〇度一七分一秒一、〇五九・三〇メートルの地点

㉛の地点 ㉚の地点から一八九度二七分二七秒二三・五二メートルの地点

㉜の地点 ㉛の地点から二七九度二七分三三秒二一・八八メートルの地点

3 面積

第一区域 六、九四九・五七平方メートル

第二区域 五三〇・二〇平方メートル

全体 七、四七九・七七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

津久見市大字堅浦字羽迫一一一番二から同市大字堅浦字太田都留一七六六番に至る各地内及び同地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とwの地点とを結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から三三八度五四分〇八秒八一・二〇二メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二一五度四二分二九秒二四・二七メートルの地点

Cの地点 Bの地点から三〇五度四二分二八秒八三・四二メートルの地点

Dの地点 Cの地点から二七九度二七分二六秒一〇〇・四九メートルの地点

Eの地点 Dの地点から九度二七分二四秒三一・四〇メートルの地点

Fの地点 Eの地点から二七九度二七分二六秒四九・一三メートルの地点

Gの地点 Fの地点から二五〇度〇〇分一秒二五・八九メートルの地点

Hの地点 Gの地点から二七八度一九分二秒五三・一五メートルの地点

Jの地点 Hの地点から九度〇七分三三秒一八・二八メートルの地点

Kの地点 Jの地点から三五度三六分三八秒一九・三一メートルの地点

Lの地点 Kの地点から一八度〇九分二四秒五・二二メートルの地点

Mの地点 Lの地点から一八度〇九分〇九秒五五・六九メートルの地点

Nの地点 Mの地点から一〇七度五〇分三三四秒一四・九〇メートルの地点

Pの地点 Nの地点から一二度〇四分二六秒一五・五二メートルの地点

Qの地点 Pの地点から一二度〇四分〇二秒一・七五メートルの地点

Rの地点 Qの地点から一〇度五九分二六秒一一・六八メートルの地点

Sの地点 Rの地点から一〇度〇九分二二秒二七・三四メートルの地点

Tの地点 Sの地点から八六度五八分五一秒〇・九三メートルの地点

Uの地点 Tの地点から四一度三二分一六秒一一・六四メートルの地点

Vの地点 Uの地点から一九度一八分三六秒四・六四メートルの地点

Wの地点 Vの地点から一一度三一分五五秒七・三五メートルの地点

Xの地点 Wの地点から一一度〇六分〇三秒二・五四メートルの地点

Yの地点 Xの地点から一一度四六分四六秒九・六九メートルの地点

Zの地点 Yの地点から一一度五一分二二秒二三・四三メートルの地点

aの地点 Zの地点から一一度五一分一秒三・五八メートルの地点

bの地点 aの地点から一〇度四二分二五秒二六・〇二メートルの地点

cの地点 bの地点から一〇度四二分二五秒二六・〇二メートルの地点

dの地点 cの地点から一一度四一分一九秒一一・六九メートルの地点

eの地点 dの地点から一二度〇三分五三秒一三・六〇メートルの地点

fの地点 eの地点から一三度三六分四三秒一一・九三メートルの地点

gの地点 fの地点から一四度四一分〇七秒九・一四メートルの地点

hの地点 gの地点から一五度四二分〇七秒九・一四メートルの地点

iの地点 hの地点から一六三度一三分五三秒四・五一メートルの地点

jの地点 iの地点から一六六度五〇分三三秒四二・〇九メートルの地点

kの地点 jの地点から一六九度三二分四一秒一〇・一八メートルの地点

mの地点 kの地点から一六二度二三分〇八秒八・五五メートルの地点

nの地点 mの地点から一五二度三五分五八秒五・九八メートルの地点

pの地点 nの地点から一五二度一九分〇四秒三六・六八メートルの地点

qの地点 pの地点から一四三度四九分三四秒五・五五メートルの地点

rの地点 qの地点から一四三度四九分三四秒五・五五メートルの地点

sの地点 rの地点から一二六度〇一分五九秒四二・三九メートルの地点

tの地点 sの地点から一三〇度三一分四九秒五・九六メートルの地点

uの地点 tの地点から一四二度二七分〇五秒九・四四メートルの地点

vの地点 uの地点から一五一度三二分五九秒五・九七メートルの地点

wの地点 vの地点から一四二度一六分一七秒八・一四メートルの地点

3 面積

二六、三九四・二六平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地、護岸用地、ふ頭用地

大分県告示第二百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市豊海一丁目一番九号

特定非営利活動法人みなとまちづくり

理事長 橋 本 均

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港大在地区のコンテナターミナルの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字大在六番地

株式会社大分国際貿易センター

代表取締役社長 藤 澤 崇 資

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の

とおり大分港西大分地区駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

北九州市小倉南区湯川二丁目九番二十二号アマノ株式会社北九州支店内三階

アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所

所長 菅 本 修 通

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港東営三号上屋の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

別府市新港町九百四十二番五号

株式会社おおいた観光サービス

代表取締役 奥 村 伸 幸

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

山口県宇部市港町一丁目十三番五号

株式会社ササキコーポレーション

代表取締役 佐々木 勝 吉

二 委託期間

令和四年五月三十一日

大分県報（告示）

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

大分県告示第二百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

鳴川(C)	鳴川(A)	山口原 ②	指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考 (「別図」は、省略し、関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)
別府市 両郡橋	別府市 両郡橋	杵築市 山香町 大字向 野及び 宇佐市 大字西 屋敷								
土砂災害警戒区域及び土砂	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域								
土石流	土石流	急傾斜地の崩壊								
平成二十七年 二月三 日	平成二十七年 二月三 日	令和三年 十月八 日								
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり								
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり								
秋畑川 2号	一の坂 川(B)	平原川 ⑤	小平川 ②	塚原硫黄山						
玖珠郡 玖珠町 大字山 浦	速見郡 日出町 大字南 畑	由布市 庄内町 北大津 留・別 府市山 の口	由布市 挾間町 内成	由布市 湯布院 町塚原						
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域					
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流						
令和二年 十一月 二十四 日	平成十八年 三月十 五日	令和二年 十一月 十六日	令和二年 十一月 十六日	令和二年 十一月 十六日						
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり						
別図のとおり			別図のとおり	別図のとおり						

(A)一 小賀川支溪	川 榎津留	③ 中野川	支川 山浦川	3 秋畑川	
豊後大 野市朝 地町朝 地	豊後大 野市緒 方町大 石	玖珠郡 玖珠町 大字山 浦	玖珠郡 玖珠町 大字山 浦	玖珠郡 玖珠町 大字山 浦、日 田市天 ヶ瀬町 本城	
土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
平成二 十九年 八月十 八日大 分県告 示第四 百九十	平成二 十七年 八月十 四日大 分県告 示第五 百六十	令和二 年八月 二十五 日大分 県告示 第四百 七十五 号	令和二 年一月 二十四 日大分 県告示 第四百 四号	令和二 年一月 二十四 日大分 県告示 第四百 四号	第四十 四号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
令和四年五月三十一日					
清徳	中ノ川 ①	大高島 川	草場川	(B)一 小賀川支溪	
宇佐市 大字江 熊・杵 築市山 香町大 字向野	国東市 安岐町 矢川	国東市 国見町 竹田津	宇佐市 大字立 石	豊後大 野市朝 地町朝 地	
土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
令和二 年十一 月十七 日大分 県告示 第六百 五十三	平成二 十八年 十一月 十八日 大分県 告示第 五百九 十七号	平成三 年三月 十日三 月十三 日大分 県告示 第九百 十七号	平成二 年三月 二十八 日大分 県告示 第九百 九号	平成二 十九年 八月十 八日大 分県告 示第四 百九十 一号	一号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
七					

令和四年五月三十一日

大分県報 (告示)

② 矢原川	姿川	② 田原川	柿ノ木 ①	② 平山川
竹田市 大字 田入	竹田市 大字 太田	大分市 大字 登	大分市 大字 登	杵築市 山香町 大字 野
土石流 土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土石流 土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土石流 土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土石流 土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土石流 土砂災害 害警戒 区域
令和二年 一月七日 分第九 示第九	令和二年 一月七日 分第九 示第九	平成三年 六月二十 九日大分 県告示第 四百二十 三号	平成三年 六月二十 九日大分 県告示第 四百二十 三号	平成二年 十二月十 六日大分 県告示第 七百六十 五号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
川十五駄	花合野 川	富田川	田代川 1号(A)	山の口 ①
玖珠郡 玖珠町	由布市 湯布院 湯平 院下 市湯布 町由布 ・由布 玖珠郡 湯平・ 玖珠町 大字田 野	杵築市 山香町 大字久 木野尾	玖珠郡 九重町 大字野 上・由 布市湯 布院町 川西	別府市 山の口 ・由布 市庄内 町北大 津留
土石流 土砂災害 害警戒	土石流 土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土石流 土砂災害 害警戒 区域	土石流 土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土石流 土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域
平成二年 十二月	令和三年 一月二十 六日大分 県告示第 六百九十 九号	令和元年 九月二十 日大分 県告示第 四百九十 号	令和二年 八月二十 五日大分 県告示第 四百七十 五号	令和二年 十一月十 七日大分 県告示第 六百五十 三号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

粟野川	(A) 粟野川	粟野本 村川3号	赤岩	④ 北平川	
玖珠郡	玖珠郡 九重町 大字粟 野・玖 珠郡玖 珠町大 字大隈	玖珠郡 九重町 大字粟 野	日田市 天瀬町 本城・ 玖珠郡 玖珠町 大字山 浦	日田市 天瀬町 馬原	大字岩 室
土砂災	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
令和二 号	令和二 年八月 二十五 日大分 県告示 第四百 七十五 号	平成二 十八年 三月十 五日大 分県告 示第百 四十三 号	令和二 年十一 月二十 七日大 分県告 示第 六百十 九号	令和元 年十二 月二十 日大分 県告示 第三百 四十九 号	三月五 日大分 県告示 第二百 十四号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

--	--	--	--	--	--

江熊	代太郎 (B) 2	④ 下河内	平家川	小平谷 川1号	(B)
宇佐市	玖珠郡 玖珠町 大字戸 畑	玖珠郡 玖珠町 大字古 後	玖珠郡 九重町 大字野 上	玖珠郡 九重町 大字野 上	九重町 大字粟 野・玖 珠郡玖 珠町大 字大隈
土砂災 害警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	
平成二 十九年	平成二 十八年 十一月 十八日 大分県 告示第 五百九 十七号	平成二 十八年 九月六 日大分 県告示 第四百 八十号	令和二 年一月 二十四 日大分 県告示 第四百 四号	令和元 年八月 二十七 日大分 県告示 第五百 十九号	年八月 二十五 日大分 県告示 第四百 七十五 号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

--	--	--	--	--	--

令和四年五月三十一日

大分県報(告示)

(B) 深瀬⑦	五行塚	① 古賀原	② 舟ヶ平(B)	
中津市 耶馬溪 町大字 深耶馬	玖珠郡 玖珠町 大字岩 室	別府市 古賀原 ・由布 市挾間 町七蔵 司	大分市 大字福 宗	熊
土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	壊
平成二 十九年 十一月 二十八 日大分 県告示 第六百 五十一 号	平成二 十五年 三月二 十八日 大分県 告示第 二百二 十五号	令和二 年十一 月十七 日大分 県告示 第六百 五十三 号	平成三 十年十 一月九 日大分 県告示 第六百 五十六 号	十一 月十八 日大分 県告示 第六百 五十一 号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
萩原	杉河内	石仏	赤松	② 一手野
豊後大 野市犬 飼町柚 野木	玖珠郡 玖珠町 大字山 浦・日 田市天 瀬町赤 岩	宇佐市 安心院 町東椎 屋	別府市 赤松	日田市 天瀬町 本城・ 玖珠郡 玖珠町 大字山 浦
土砂災害 害警戒 区域	土砂災害 害警戒 区域	土砂災害 害警戒 区域	土砂災害 害警戒 区域	土砂災害 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	急傾斜 地の崩 壊
平成三 十一年 二月十 二日大 分県告 示第七 十七号	令和二 年八月 二十五 日大分 県告示 第四百 七十五 号	平成三 十一年 一月十 八日大 分県告 示第三 十五号	平成三 十年九 月七日 大分県 告示第 五百四 十五号	令和二 年十一 月二十 七日大 分県告 示第六 百六十 九号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
				別図のとおり

塚原 黄山 別府市 大字天 間及び 由布市 湯布院	鳴川 (C) 大分市 大字神 崎及び 別府市 赤松	鳴川 (A) 大分市 大字神 崎及び 別府市 両郡橋	指定区 域の名 称 所在地 指定の区分	土砂災 害の発 生原因 となる 自然現 象の種 類 区域の 表示 法第九 条第二 項に規 定する 土砂災 害警戒 区域等 におけ る土砂 災害防 止対策 の推進 に関す る法律 施行令 (平成十 三年政 令第八 十四号) で定め る事項	備考 (「別図」は、 省略し、関係土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。)	大分県知事 広瀬 貞	大分県告示第二百五十五号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。 令和四年五月三十一日	西庵造	速見郡	土砂災害警戒区域	地滑り	令和元年十二月三日	別図のとおり							
								日出町												
								大字真那井												
山浦川	秋畑川3号		一の坂川(B)	平原川⑤	小平川②															
支川																				
日田市	日田市	日田市	別府市	別府市	別府市															
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域															
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流															
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり															
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり															

令和四年五月三十一日

大分県報(告示)

川 大高島	草場川	(B) 小賀川 一支溪	(A) 小賀川 一支溪	榎津留川	③ 中野川	
豊後高田市見目及び	豊後高田市界及び宇佐市大字立石	竹田市大字中及び豊後大野市朝地	竹田市大字中及び豊後大野市朝地	竹田市大字倉木及び豊後大野市緒方町大石	日田市天瀬町本城及び玖珠郡玖珠町大字山浦	郡玖珠町大字山浦
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
	② 田原川	① 柿ノ木川	② 平山川	清徳川	① 中ノ川	
津尾	豊後大分市大字登及び野市犬飼町下	豊後大分市大字登及び野市犬飼町下	宇佐市大字西屋敷	宇佐市大字江熊	安岐市水及国東市	国東市竹田津
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒	区域
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	

富田川	田代川 1号(A)	山 の 口 ①	矢原川 ②	姿川
杵築市 山香町 大字久 木野尾 及び速 見郡日 出町大 字南畑	由布市 湯布院 町川西 及び玖 珠郡九 重町大 字野上	別府市 山の口 及び大 字東山 並びに 由布市 庄内町 北 留	竹田市 大字入 田及び 豊後大 野市緒 野市緒 方町木 野	竹田市 大字太 田及び 豊後大 野市緒 野市緒 方町木 野
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和四年五月三十一日

--	--	--	--	--

粟野川	粟野本 村川3 号	北平川 ④	十五 駄 川	花合 野 川
玖珠郡 限	玖珠郡 九重町 大字粟 野及び 玖珠町 大字大	日田市 天瀬町 本城及 び玖珠 郡玖珠 町大字 山浦	玖珠郡 九重町 大字松 木及び 玖珠町 大字岩 室	由布市 湯布院 町湯平 及び下 湯平並 びに玖 珠郡九 重町大 字田野
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり

大分県報(告示)

(A)	粟野川 (B)	小平谷 川1号	平家川	④ 下河内	代太郎 (B)
九重町 大字粟 野及び 玖珠町 大字大 隈	玖珠郡 九重町 大字粟 野及び 玖珠町 大字大 隈	玖珠郡 九重町 大字野 上及び 玖珠町 大字日 出生	玖珠郡 九重町 大字野 上及び 玖珠町 大字日 出生	中津市 耶馬溪 町大字 金吉及 び玖珠 郡玖珠 町大字 古後	日田市 天瀬町 馬原及
区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
	土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(Blank space)					
江熊	② 舟ヶ平 (B)	① 古賀原	五行塚	(B) 深瀬 ⑦	
戸畑 郡玖珠 町大字	杵築市 山香町 大字向 野及び 宇佐市 大字江 熊	別府市 古賀原 及び由 布市挾 間町七 蔵司	玖珠郡 九重町 大字松 木及び 玖珠町 大字岩 室	中津市 耶馬溪 町大字 深耶馬 及び玖 珠郡玖 珠町大 字太田	
区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
(Blank space)					

② 一手野	赤松	石仏	杉河内	荻原
日田市 天瀬町 本城及 び玖珠 郡玖珠 町大字 山浦	大分市 大字神 崎並び に別府 市赤 松、山 家及び 両郡橋	別府市 大字南 畑並び に宇佐 市安心 院町東 椎屋及 び南畑	日田市 天瀬町 赤岩及 び玖珠 郡玖珠 町大字 山浦	臼杵市 野津町 大字柚 野木及 び豊後 大野市 犬飼町 柚野木
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり				

令和四年五月三十一日

<p>西庵造</p> <p>杵築市 大字熊 野及び 速見郡 日出町 大字真 那井</p> <p>土砂災害警戒 区域</p> <p>地滑り</p> <p>別図の とおり</p>		<p>大分県告示第二百五十六号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。</p> <p>令和四年五月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
委託した事務に係る施設名	受託者の住所及び名称	
大分県立高田高等学校	豊後高田市中真玉二四四番地二二 豊後高田市スポーツ協会 会長 佐々木 敏 夫	
大分県立海洋科学高等学校	臼杵市大字臼杵二の〇七番五六二 臼杵市スポーツ推進委員協議会 会長 尾 崎 康	
大分県立久住高原農業高等学校	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市スポーツ協会 会長 首 藤 勝 次	
大分県立芸術緑丘高等学校	大分市上野町四番五号 ひしのみクラブ 会長 平 松 義 広	
大分県立日田三隈高等学校	日田市田島二丁目六一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 日 出 正 義	
大分県立日田林工高等学校	日田市田島二丁目六一 日田市スポーツ推進委員協議会 会長 日 出 正 義	
大分県立由布高等学校	由布市庄内町大龍二二三二由布市庄内体育センター内 みことスマイルインクラブ 会長 新 井 一 徳	

大分県報（告示）

一五

大分県立杵築高等学校	杵築市大字本庄二〇〇五番地 杵築市スポーツ協会 会長 永松 悟
大分県立三重総合高等学校	豊後大野市三重町市場一二〇〇番地 豊後大野市スポーツ協会 会長 川野 文敏
大分県立新生支援学校	大分市玉沢一〇三番地 わさだ夢クラブ 会長 安東 房吉
大分県立大分支援学校	大分市横田一〇七四〇第一芙蓉荘一〇七 OZAI元気クラブ 会長 河越 康秀
大分県立中津支援学校	中津市豊田町一四番地三 中津市スポーツ協会 会長 内尾 伸行
大分県立中津東高等学校	中津市豊田町一四番地三 中津市スポーツ協会 会長 内尾 伸行
大分県立臼杵高等学校	臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六二 臼杵市スポーツ推進委員協議会 会長 尾崎 康
大分県立南石垣支援学校	別府市朝見二一三三三五 にこしんクラブ 会長 黒木 愛一郎
大分県立さくらの杜高等学校	大分市田室町三番三七号 NPO法人おおみちふれあいクラブ 会長 園田 幸一
二 委託の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第58号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

令和4年5月31日

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第八号

教育庁
教育機関

大分県教育委員会公印規程 (昭和四十年大分県教育委員会訓令第一号) の一部を次のように改正する。

令和四年五月三十一日

大分県教育委員会

第九条前段中「場合」を「とき」に改め、同条後段を次のように改める。

プラスチック、金属その他の素材で公印を押印することが困難な物に押印するときも、同様とする。

第九条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、事務処理上特に必要があると認めるときは、使用する公印の印影を縮小することができる。

第十条の次に次の一条を加える。

(委任)

第十一条 この規程に定めるもののほか、公印の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(大分県教育委員会文書管理規程の一部改正)

2 大分県教育委員会文書管理規程 (平成二十一年大分県教育委員会訓令第十二号) の一部を次のように改正する。

第六十三条中「とき」の下に「又はプラスチック、金属その他の素材で公印を押印することが困難な物に押印するとき」を加え、「当該文書」を「当該文書等」に改める。

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

令和四年度大分県自治体情報セキュリティクラウドサービス利用契約

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

大分県総務部電子自治体推進室

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和四年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 随意契約に係る契約金額

九千三百三十四万三千五百三十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号。以下「条例」という。）第

二十四条第一項の規定により、次のとおり令和四年度屋外広告物講習会を開催する。

令和四年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の日時及び場所

1 日時

令和四年七月八日午前十時から午後五時まで

2 場所

大分市金池南一丁目五番一号

J・COMホルトホール大分

二 講習要目及び講習時間

1 屋外広告物に関する法令 一時間三十分

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項 二時間

3 屋外広告物の施工に関する事項 二時間

三 受講対象者

1 大分県内において現に屋外広告業を営む者又は屋外広告業を営もうとする者

2 屋外広告業を営む者の営業所において、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する責任者又は責任者になろうとする者

なお、この講習会の課程を修了した者は、条例第二十五条第一項の業務主任者になることができる。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受講者は、大分県内に勤務し、又は居住していることが確認できる者に限るものとする。

四 講習手数料

受講申込書に二千円の大分県収入証紙を貼り付けて納付すること。

五 受講申込期間及び受付時間

1 受講申込期間

令和四年六月一日から同月二十四日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、定員六十名程度（大分市との兼ね分を含む。）になり次第締め切るものとする。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 提出書類

1 屋外広告物講習会受講申込書（土木事務所に備付けのもの）

2 大分県内に勤務し、又は居住していることがわかる書類（在職証明書又は運転免許証等の写し）

七 受講申込書の提出先

最寄りの土木事務所

八 その他

1 講習会当日は、本人確認のため写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。

令和四年五月三十一日

大分県報（公告）

令和四年五月三十一日

2 詳細については、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。

大分県報（公告）

一八